

総合福祉センター

総務課

会議室の利用を一時中止していましたが、8月1日から、条件付で再開しました。

■会議室の利用

再開に当たっては、新しい生活様式に基づき、定員を従来の約3分の1にした上で、利用者には自宅での検温の実施、マスクの着用の徹底、手指消毒や利用後の消毒作業にご協力いただいています。

また、息が上がりマスクの着用が難しい活動、利用者同士の間隔を保つことが難しい活動、不特定多数の方が集まるような活動は、利用できません。

リスクを避けるため、一回の利用時間は、準備、片付けを含めて2時間までとなっています。

飛沫感染防止のため、アクリルパーテーションを設置し、3密（密閉、密集、密接）の場所にならないよう、テーブルやイスを減らしました。テーブルやイスは設置場所から移動せず、概ね1時間程度の利用とし、近距離での会話や発声は避けてください。

■会議室での飲食

会議室での飲食は禁止とします。ただし、水分補給については制限しません。

■交流コーナー

飲食の提供は行っていません。なお、毎週火曜日にパンの販売は行っていますのでご利用ください。



アクリルパーテーションを設置しました

総合福祉センター会議室定員

階	部屋名	もとの定員	定員
1	101会議室	69	20
	102会議室	36	12
2	集会室	25	9
	研修室	18	6
	多目的室	60	15
3	301会議室	30	10
	302会議室	30	10
	303会議室	30	10
	304会議室	36	12

※103会議室、調理室は利用できません。

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的または継続的に収入が減少した世帯が対象の貸付です。受付期間が次の通り延長となりました。

○資金名

- ・緊急小口資金
- ・総合支援資金

○受付時間

令和2年12月28日（月）まで

○その他

受付は郵送でも可能です。詳細については社協ホームページをご覧いただか、直接ご覧ください。

特例生活福祉資金

地域福祉課

事業中止のお知らせ

- ・ふれ愛フェスティバル
- ・みやま園わくわくフェスタ



赤い羽根共同募金にご協力お願いします



地域福祉課

る見守り活動等の財源として有効に活用されています。

■10月1日から実施

共同募金運動は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「福祉コミュニティづくり」を実現する活動を、住民相互の助け合いを基調として財政面から支援し、地域福祉の充実と発展を推進する役割を担っています。

本年度も「じぶんの町を良くするしくみ。」をテーマに、10月1日から共同募金運動を実施します。寄せられた募金は、令和3年度に実施する福祉事業に充てられます。なお、募金額の約5割が市内に還元されます。

■令和2年度目標額

1,122万800円

(対前年比10万9,100円減)

【目標額の内訳】

○桐生市支会

929万7,500円

○桐生市支会新里分会

166万6,000円

○桐生市支会黒保根分会

25万7,300円

共同募金は、より多くの方々か

らご協力いただくため、様々な方法で寄付を呼びかけています。

■募金方法

- 戸別募金
- 街頭募金
- 法人募金
- 学校募金
- 職域募金
- 個人・団体募金

その他にも、様々な方法で各種団体に募金を呼びかけています。

■地域で集めた募金は地域で活用

集められた募金を地域に還元する「地域配分」は、市内で活動する地域性の高い団体などに配分します。

地域で抱える課題を解決することができ、共同募金に求められる役割の1つです。建物や備品などの整備は、不足分を充足するための配分とし、少額であっても地域課題の解決につながる事業に対しても積極的に配分します。その他、ボランティアの活動、地域での介護予防と世代間交流、子育て支援を実施する事業、社協が進めるサロング活動や高齢者等の安否を確認してくれる」と喜びの感想が寄せられ

ています。

○丹羽政文代表より

これからは食堂を月2回に増やしていくこと話していた矢先、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常の子ども食堂を中止して、弁当や食材を提供するフレンドパントリーや月2回実施しています。弁当はすべて手作りです。



配分を受けた団体の紹介

■あいおい子ども食堂 (相生町2丁目)

※新型コロナウイルスの影響を受ける前の活動を紹介しています。

子どもの貧困が社会問題となっている中、「できることから始めよう」と、毎月第3土曜日に食事の無料提供と小学生の学習支援を行っています。近隣の農家の方や

有志の方からの野菜提供や寄付を行っています。近隣の農家の方や

有志の方からの野菜提供や寄付などが寄せられ、野菜ソムリエが献立を考え、ボランティアとともにに調理した料理を提供しています。

食事のあと、保育士の資格を持つスタッフが安全に配慮して見守る

中、子どもたちは思い思いにオセロやコマ回し、折り紙などで交流しています。保護者からは「野菜

嫌いの子どもがここでなら食べてうございました。



配布されたお弁当

水害時避難訓練

みやま園

北小学校へ避難しました。

訓練後は講評を行い、避難に時間と人手を要するため、移送体制の確立が必要であること、また避

定外の被害が発生しています。いつ起ころるかもしれない水害に備え、みやま園では水害時避難訓練を7月16日に実施しました。

訓練には、みやま園における火災・その他非常災害時の初期活動に協力していただけ、地元川内五丁目第一町会、第二町会有志の方で構成された「桐生みやま園非常災害協力会」の皆様にもご協力いただきました。今回は訓練のため、非常災害協力会会員には、訓練開始時から参加をしていただきまし

たが、実際の災害時は、園から非常災害協力会会长・副会長宅へ協力要請の連絡を行い、その後、会長・副会長が各会員へ連絡し、協力要請を受けた会員はみやま園に駆け付け避難に協力する段取りとなっています。

訓練内容は、園内放送により、入所利用者へ避難の呼びかけを行い、職員は利用者をマイクロバス・リフト付き車両等に分乗させ、非常持ち出し物資を積み込み、旧川内



車両への分乗を促す様子

実際に起るものとして備えておく必要があります。今後も様々な災害を想定した訓練を毎月行い、非常時に備えると共に、火災等が発生しないよう安全管理・事故防止に努めています。

今回の訓練は、防災に関する取り組みについて改めて考える良い機会となりました。最近は数十年に一度の異常気象が常態化しており、水害は決して絵空事ではなく

難先の小学校は水が使えないため、停電や断水に備えた水の確保も課題であることが分かりました。

今年の訓練は、防災に関する取り組みについて改めて考える良い機会となりました。最近は数十年に一度の異常気象が常態化しており、水害は決して絵空事ではなく

スの削減と地域福祉の増進に資するため、様々な理由で市場に流通できない食品を企業及び個人から無償で提供していただき、食糧支援が必要な市民に対して無償で配付しています。皆さまのご協力を

■ 提供いただきたい食品

フードバンク桐生では、食品口賞味・消費期限が2カ月以上残つており、常温保存が可能、未開封の食品（お米、缶詰、インスタント食品など）

■ お受け取りできない食品

冷蔵冷凍食品、肉や野菜などの生鮮食品、アルコール飲料

■ 窓口

フードバンク桐生（桐生市役所1階福祉課社会福祉係内）、新里支所市民生活課福祉係、黒保根支所市民生活課市民サービス係、桐生市社会福祉協議会

■ 問い合わせ

フードバンク桐生

電話 461-1111

（内線271）

フードバンク桐生

食品の提供にご協力ください

みどり市社会協だより
いらない入れ歯が役立ちます

リサイクルに

ご協力をお願いします

不要になった入れ歯に含まれる貴金属を再生・再利用して得られる収益を、日本ユニセフ協会を通じ、世界の子どもたちのために寄付活動を行っています。

■ 回収できるもの

- ・金属を使用している入れ歯などの小さな義歯
- ・宝飾品（金やプラチナ等のアクセサリー）

■ 回収ボックス設置場所

みどり市役所（笠懸庁舎・大間々庁舎・東支所）

笠懸老人憩の家・厚生会館・大間々老人憩の家・老人福祉センターまごころ

■ 寄付する方法

- ①汚れを落とし、熱湯か入れ歯洗净剤（除菌タイプ）で消毒する。
- ②ビニール袋に入れる。回収ボックスにもビニール袋が備えてあります。
- ③入れ歯回収ボックスに投函する。

■ 問い合わせ

みどり市社会福祉協議会

電話 761-4111

職員採用試験を実施します

総務課

ください。10月30日（金）消印有効)。

試験案内及び申込用紙は総務課、新里支所、黒保根支所、桐生みやま園、社協ホームページにあります。試験案内等を郵送で請求する場合は、封筒の表に、本人の住所、

氏名、郵便番号を記入し、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズ

②資格要件

看護師：看護師資格又は准看護師資格を有する人。又は、令和3年3月31日までに取得見込みの人。
障害者支援職：なし

○試験期日・内容

看護師
・面接試験 11月24日（火）

①第一次試験
障害者支援職
・教養試験 11月22日（日）

※社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する人、又は令和3年3月31日までに取得見込みの人は、第一次試験を免除します。

②第二次試験

・実技試験 12月14日（月）
・面接試験 12月16日（水）

○申込方法

①年齢要件
看護師：昭和46年4月2日以降に生まれた人。

障害者支援職：昭和56年4月2日以降に生まれた人。ただし、障害者施設等障害者の生活支援・相談業務等に5年以上の経験を有する人は、昭和46年4月2日以降に生まれた人。

所定の申込書、作文、資格証の写し、返信用封筒1通（長形3号に住所、氏名、郵便番号を記入し、84円切手を貼ったもの）を郵送又は直接、総務課へ提出してください。（郵送の場合簡易書留にして



お問い合わせ先は 次のとおりです

ご意見、ご感想お待ちしております。

- ☆総務課・地域福祉課……………☎0277-46-4165
☆新里支所……………☎0277-74-8880
☆黒保根支所……………☎0277-96-2201
☆みやま園……………☎0277-65-6666

月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ただし、祝日、年末年始を除く。



社協だよりは共同募金配分金により発行しています。

■寄付金（敬称略）
桐生仏教会、桐生ガス株式会社、
井上由美子、明治安田生命桐生
営業所、高橋吉男、藤倉隆、匿名
6件
匿名4件

ご寄付ありがとうございました
善意銀行
令和2年5月2日
令和2年7月
地域福祉課